

通 所 介 護 重 要 事 項 説 明 書

介護予防・日常生活支援総合事業

(令和 7年 2月 1日 現在)

1. デイサービスやすらぎが提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-313-4040

担 当 者 藤原 裕司

※ ご不明な点は、ご遠慮なくお尋ね下さい

2. デイサービスやすらぎ(概要)

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスやすらぎ
サービスの種類	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)
所在地	東京都小平市小川町1丁目485番地
介護保険指定番号	通所介護(東京都1374300364号)
サービスを提供する対象地域	送迎可能範囲
送迎地域 ※送迎地域以外の方もご相談ください	【小平市】小川町/小川西町/中島町/津田町/上水新町/ 上水本町/学園西町/たかの台/栄町 【その他】立川市/国分寺市/東大和市の一部地域

(2) デイサービスの職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	事業統括
生活相談員	介護福祉士	1名		1名	事業運営
機能訓練指導員	作業療法士		1名	1名	機能訓練
看護職員 ・ 介護職員 (生活相談員兼任2名含む)	看護師	看護師		2名	健康管理
	介護職	介護福祉士	aoi+	6名	8名
初任者研修等			5名	5名	
運転手	その他		3名	3名	送迎

(3) デイサービスの設備等の概要

定員	30名	静養室	1室 4床 20.16㎡
食堂 兼 機能訓練室	1室 119.43㎡	相談室	1室
浴室・脱衣室	一般浴槽・介助浴槽	送迎車	4台(リフト車3台+軽自動車1台)
建物	鉄筋コンクリート造り・一部鉄骨造り		

(4)開所日及び開所時間

開所日	月曜日～土曜日	サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分
定休日	日曜日・祝日	その他の休業日	年末・年始(12/31～1/3)

※ 緊急連絡先電話番号 042-313-4040

3. サービス内容

(1)送迎

ご家族等の自己送迎の場合を除き、ご利用日にご自宅まで伺い送迎いたします。

(2)食事

喫食の状態に合わせ、管理栄養士が調理の形態(常食、キザミ食等)を工夫し、給食委託業者が献立したお食事を提供します。

(3)入浴

介助浴及び個浴を提供します。

(4)機能訓練

作業療法士、看護職員が機能訓練を提供します。

(5)生活相談

日常生活等でお困りの点がありましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

4. 料金

(1)利用料金

別紙 <利用料金のご案内> のとおり

(2)キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が発生します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)

- ・前日午後4時までにご連絡を頂いた場合 無料
- ・前日午後4時以降にご連絡を頂いた場合 実費分(食事代等)

② 通所介護

- ・前日午後4時までにご連絡を頂いた場合 無料
- ・前日午後4時以降にご連絡を頂いた場合 実費分(食事代等)

(3)支払い方法

毎月15日までに前月分の請求を致しますので当月末日迄にお支払い下さい。

料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

お支払方法は、口座振替、銀行振込、現金支払いの3通りの中からご契約の際にお選びいただけます。ただし、口座振替、銀行振込の場合は、その手数料はご負担願います。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約締結後、サービスの提供を開始すると同時に通所介護計画を作成し、提示致します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を修了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受け入れていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定され、事業対象者確認においても非該当となった場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

(3) その他

① デイサービスやすらぎが、

(イ) 正当な理由なくサービスを提供しない場合

(ロ) 守秘義務に反した場合

(ハ) お客様及びご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(ニ) 当事業所が破産した場合

お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

② お客様が、

(イ) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合

(ロ) 正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

(ハ) 入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

当デイサービスは文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. デイサービスやすらぎの特徴等

(1) 運営の方針

在宅の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し、可能な限り自立した質の高い生活を営むことができるよう、また安全で安心してご利用いただき、心に潤いのあるサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用についての留意事項

・送迎時間の連絡

予め個別でご相談の上、時間を決定します。

・体調確認

看護師や介護職員が当デイサービス到着後に、顔色、血圧等を測定し健康状態を確認いたします。

・体調不良等によるサービスの中止・変更

体調不良がご利用日当日又は前日等に見られましたら、予めご相談下さい。

活動中に体調不良を生じた場合、ご家族にご連絡いたします。

・食事のキャンセル

ご利用日の前日午後4時までにご連絡ください。

7. 緊急時の対応

(1) 事業者は、サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合は、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。

(2) 家族からの依頼があった場合においては、速やかに協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止のための措置

(1) 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに市町村へ報告し防止策を講じます。

(2) 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とします。

(3) 職員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的(年2回以上)に開催するとともに新規採用時には必ず実施します。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的(月1回8月を除く)に開催するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

(5) 苦情解決体制を整備します。

(6) 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに制度の利用に当たっては必要な支援を行います。

9. 身体拘束の禁止

(1) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)

を行わないものとします。

(2) 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

(3) 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(月1回 8月を除く)に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに新規採用時には必ず実施します。

10. 守秘義務等

(1) 事業者及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に提供しないものとします。この守秘義務は契約終了後も同様の扱いとします。

(2) 事業者は、居宅介護支援事業所等に対して、サービス提供に必要な情報については情報の提供を行います。

11. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに小平市等の保険者に連絡を取り必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に対しての対応について記録します。

(3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応します。

12. 非常災害対策

(1) 災害時の対応

職員が誘導等を行いますので、その指示に従って冷静に避難して下さい。

(2) 防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置などを備えています。

(3) 避難訓練

消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画を作成し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として月1回実施するものとします。

(4) 防火管理者

やすらぎの園 施設長 三浦 りつ子

13. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年9月29日
第三者評価機関名	株式会社 ケアシステムズ
評価結果の開示状況	開示有

9. サービス内容に関する苦情等

(1) 相談・要望・苦情担当

やすらぎの園

苦情等受付担当者 地域・相談課長 藤原 裕司

苦情等解決責任者 施設長 三浦 りつ子

相談日 月曜日～土曜日(日曜日・祝日・年末年始除く)

時間 9:00～17:00

電話 042-345-0617

(2) 小平市健康福祉部高齢者支援課

小平市 地域・支援担当

相談日 月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)

時間 8:30～17:00

電話 042-346-9539

(3) 東京都国民健康保険団体連合会(介護保険部相談指導課)

国保連 相談窓口

相談日 月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)

時間 9:00～17:00

電話 03-6238-0177

10. 当会の概要

名 称 社会福祉法人 黎明会
代表者 理事長 服部 亮市
所在地 東京都小平市小川町1丁目485番地
電話番号 042-346-6611

当会が運営している施設・事業一覧

1 第一種社会福祉事業

- ①障害者支援施設(生活介護・施設入所支援) 澄水園
- ②救護施設 黎明寮
- ③救護施設 あかつき
- ④特別養護老人ホーム やすらぎの園

2 第二種社会福祉事業

- ①診療施設 南台病院
- ②短期入所生活介護 やすらぎの園
- ③通所介護 デイサービスやすらぎ
介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)
- ④障害者支援施設(短期入所支援) 澄水園
- ⑤介護老人保健施設 けやきの郷
- ⑥通所リハビリテーション けやきの郷
- ⑦短期入所療養介護 けやきの郷
- ⑧障害福祉サービス事業(共同生活援助) グループホームこだま
グループホーム澄水やまびこ
グループホームどりーむ・のぞみ
グループホーム第2どりーむ・のぞみ
- ⑨障害福祉サービス指定就労継続支援B型事業所 のぞみ作業所

3 公益事業

- ①有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷
- ②診療施設 熱海ゆとりあの郷診療所
- ③在宅サービス総合センター 訪問看護ステーション
訪問介護ステーション
地域生活支援センター澄水
地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

東京都小平市小川町1丁目485番地
社会福祉法人 黎明会
デイサービス やすらぎ

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者
住所
氏名 _____ 印

代理人(代筆者)
住所
氏名 _____ 印 本人との関係